

税金 トレンド!

税金の「今」
がわかる!

ZEIKIN
TREND

税制改正による変更 システム機能の充実

令和5年分確定申告トピックス

今年の確定申告はデジタルトランスフォーメーション化が進み、パソコンやスマホを利用した確定申告の機能がUPしています。中でも、マイナポータル連携は目玉となっています。これまで医療費や保険料などを連携することが可能でしたが、今年はそれらに加え、給与所得の源泉徴収票、国民年金基金掛金などが連携されました。源泉徴収票は連携可能な納税者が限られているのが残念なところですが、連携対象となっている方のデータは、確定申告書に自動で反映されます。給与所得の方で、医療費控除や寄付金控除だけ申告したいという方には大変便利でしょう。

一方、事業者の方は、令和5年10月からはインボイス制度が開始されたことに伴い、消費税申告に苦慮するかもしれません。特に初めて消費税申告を行う方は、早めに作業に取り掛かることが重要です。



1 パソコンまたは スマホで申告が便利

① マイナンバーカード読取対応のスマートフォンがあれば e-Taxによる申告ができます!

申告書を電子で提出する際には電子署名を添付して送信しなければなりません。これまで必要だったICカードリーダーはもう不要です。マイナンバーカードとカード読取に対応しているスマートフォンがあれば、簡単に電子署名を添付できます。スマートフォンで作成した申告書はもちろん、パソコンで作成した申告書もスマートフォンで電子署名を添付することができます。パソコンの画面上に表示されたQRコードをマイナポータルアプリで読み取るだけですから、とっても簡単です。

- (1) スマートフォンでマイナポータルアプリを起動
- (2) アプリ内の画面下部の「読取り」をタップ
- (3) パソコン画面に表示されているQRコードを読み取る



出典：
国税庁HP
「令和5年分確定申告特集」

② 確定申告書等作成コーナーを利用しよう!

1月から、国税庁ホームページに「令和5年分確定申告特集」サイトが開設されています。「確定申告書等作成コーナー」

では、画面の案内に沿って金額等を入力するだけで申告書等の作成ができます。プロの税理士も利用している方がいるほど、高機能な仕組みとなっています。ここでは、作成した申告書等をe-Taxで提出することもできます。

「確定申告書等作成コーナー」は、トップページ「確定申告書等を作成する」の次のページにあります。

③ マイナポータル連携による申告書の自動入力対象が拡大!

マイナポータル経由で控除証明書等のデータを一括取得し、確定申告書の該当項目へ自動入力する機能が拡大しました。令和5年分確定申告からは、新たに給与所得の源泉徴収票、国民年金基金掛金、iDeCo、小規模企業共済掛金が対象となっています。

令和6年1月以降の対象はこちら!

収入関係	控除関係
NEW 給与所得の源泉徴収票※	医療費・ふるさと納税
公的年金等の源泉徴収票	生命保険・地震保険
株式の特定口座	社会保険(国民年金保険料、国民年金基金掛金)
	NEW iDeCo NEW 小規模企業共済掛金
	住宅ローン控除関係

出典：国税庁HP「令和5年分確定申告特集」

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/shinkoku/tokushu/mynportal-jidou/>

2 所得税(住民税)の留意点

上場株式等の配当所得等や譲渡所得等などの課税方式の統一

上場株式等の配当所得等や譲渡所得等、特定公社債等の利子所得等の課税方式については、所得税と個人住民税に

において異なる課税方式の選択が可能とされてきましたが、税制改正により、今年から課税方式を一致させる必要があります。

この改正により、所得税で申告不要制度を選択した場合は、個人住民税でも申告不要となり、所得税で総合課税及び分離課税で申告を行った場合は、個人住民税においても総合課税及び分離課税で申告したこととなります。

申告を行った場合は、扶養控除や配偶者控除の適用、非課税判定、国民健康保険料や後期高齢者医療保険料、介護保険料などの算定、各種行政サービスに影響が出る場合がありますのでご注意ください。

3 消費税申告の留意点

① 消費税の申告が必要な方

令和5年10月からインボイス制度が開始されたことに伴い、基準期間の課税売上高が1,000万円を超える方等だけでなく、適格請求書発行事業者の登録を行った方も消費税の申告が必要になりました。

② 区分経理が必要に

軽減税率の対象品目の売上げや仕入れ（経費）がある事業者の方は、取引を税率ごとに区分して記帳するなどの経理（区分経理）を行う必要があります。簡易課税適用の方や、2割特例を適用する方は、売上げの区分のみで消費税の納税額を計算できますが、本則課税の適用者は、売上げ・仕入れのどちらも区分経理が必要です。また、本則課税の方は、区分経理に対応した帳簿だけでなく、インボイス等の保存が仕入税額控除の適用を受ける要件となっています。

③ 中小事業者の売上税額の計算の特例

売上げを標準税率と軽減税率とに区分することが困難な（※1）中小事業者（※2）は、課税期間のうち、令和元年10月1日から令和5年9月30日までの期間において、売上げの一定割合を軽減税率の対象売上げとして、売上税額を計算することができます。詳細は国税庁ホームページなどをご確認ください。

（※1）特例を適用しようとする課税期間中の売上げにつき、税率ごとの管理が行えなかった場合等をいい、その困難の度合いは問わない。
（※2）基準期間における課税売上高が5,000万円以下の事業者をいう。

④ 税額計算の方法が変更されています

以前は、売上税額と仕入税額のどちらも「割戻し計算」が原則でしたが、令和5年10月1日以降は、売上税額は「割戻し計算」のまま、仕入税額は「積上げ計算」とするのが原則となりました。適格請求書発行事業者は、売上税額で「積上げ計算」を選択することが可能ですが、仕入税額の計算方法との組み合わせに注意してください。



出典：「令和5年分 消費税及び地方消費税の確定申告の手引き」より

⑤ 負担軽減措置（2割特例）の創設

インボイス制度を機に免税事業者から適格請求書発行事業者として課税事業者になった方については、消費税の負担

軽減措置が取られることになっています。

この適用を受ける場合は、申告書（第1表）の「税額控除に係る経過措置の適用」にチェックを入れます。また、付表6を作成して添付します。

詳細は、国税庁ホームページ内のパンフレットをご覧ください。
<https://www.nta.go.jp/publication/pamph/pdf/0023008-043.pdf>

ワンポイント

登録番号または法人番号の記載が必要に

収支内訳書や青色申告決算書の「売上（収入）金額の明細」及び「仕入金額の明細」欄に、インボイスの登録番号または法人番号を記載する欄が設けられ、売上先・仕入先の登録番号又は法人番号を把握している場合に記入が必要になりました。登録番号又は法人番号を記入した場合は、その売上先名・仕入先名及び所在地の記入を省略しても差し支えありません。

4 高額無申告の厳罰化

正当な理由が無いにもかかわらず申告期限までに申告義務を果たさなかった場合は、納税額（増差税額）に15%の無申告加算税が、納税額（増差税額）が50万円を超える場合は、その超える部分は20%が課される制度があります。税制改正により、令和6年1月1日以後に法定申告期限が到来する国税については次のように取り扱われることとなりました。

① 高額無申告加算税の割合が30%に

申告義務を認識していなかったとは言い難い高額な無申告について、納税額（増差税額）が300万円を超える部分のペナルティとして、無申告加算税の割合が30%となります。

② 繰り返し行われる悪質な無申告行為への措置

連年にわたって繰り返し無申告加算税等を課される者が更なる無申告行為を行った場合には、無申告加算税又は重加算税（無申告）が10%加重されます。なお、過少申告加算税、源泉徴収等による国税に係る不納付加算税及び重加算税（無申告加算税に代えて課されるものを除く。）については対象となりません。

ワンポイント

期限を過ぎて申告した場合

今年の確定申告期限は、3月15日（金）です。期限までに確定申告できなかった場合は、できるだけ早く申告するようにしましょう。期限を過ぎて申告すると期限後申告という取扱いになり、申告等によって納める税金の他に、ペナルティとして無申告加算税と延滞税が課されます。ただし、期限後申告の場合は、次の要件をすべて満たすと無申告加算税は課されません。

- ① その期限後申告が、法定申告期限から1か月以内に自主的に行われていること。
- ② 期限内申告をする意思があったと認められる一定の場合に該当すること。
 - (1) その期限後申告に係る納付すべき税額の全額を法定納期限（口座振替納付の手続をした場合は期限後申告書を提出した日）までに納付していること。
 - (2) その期限後申告書を提出した日の前日から起算して5年前までの間に、無申告加算税または重加算税を課されたことがなく、かつ期限内申告をする意思があったと認められる場合の無申告加算税の不適用を受けていないこと。